

新旧対照表 (案) (1/3)

<p>改定 (新) 平成 30 年 3 月 1 日適用 (改正)</p>	<p>現行 (旧) 平成 28 年 12 月 1 日適用</p>	<p>備考</p>
<p>～中略～</p> <p>③ 宿泊費</p> <p>ア 泊当りの宿泊費は、食事代 (夕・朝食) を除いた額とする。</p> <p>イ 別紙様式 3 に取りまとめ、領収書 (税抜き) (※3) を添付すること。</p> <p>ウ 領収書は、<u>原則として</u> 宿泊した労働者毎に提出すること。</p> <p>エ 宿泊費 (1 泊当り) の上限額は 7,037 円 (税抜き) すること。</p> <p>オ 宿泊費の妥当性が認められた場合は上記上限額によらないものとする。</p> <p>カ 証明書類 (領収書、または金額の適切性を証明する金額計算書など) は、食事代と宿泊費を分割することが困難な場合、合計金額の領収書に、1 人 1 泊あたりの宿泊費と食事代の内訳を宿泊業者等が証明した資料 (任意様式) を添付すること。</p> <p>また、証明書類は、別紙様式 3、別紙様式 5 - 2 にそれぞれ添付する必要はなく、共通の資料として 1 部添付することにより。</p> <p>キ 領収書については、必ずしも労働者 1 人 1 泊毎に分割する必要はなく、週、月単位等の期間でまとめた領収書でもよいものとする。</p> <p>ただし、その場合は、宿泊者氏名、宿泊期間及び宿泊日数を、領収書に記載すること。</p> <p>なお、領収書記載が困難な場合は、領収金額と宿泊者氏名、宿泊期間及び宿泊日数を宿泊業者が証明した資料 (任意様式) を領収書に添付すること。</p> <p>～中略～</p>	<p>～中略～</p> <p>③ 宿泊費</p> <p>ア 泊当りの宿泊費は、食事代 (夕・朝食) を除いた額とする。</p> <p>イ 別紙様式 3 に取りまとめ、領収書 (税抜き) (※3) を添付すること。</p> <p>ウ 領収書は、宿泊した労働者毎に提出すること。</p> <p>エ 宿泊費 (1 泊当り) の上限額は 7,037 円 (税抜き) すること。</p> <p>オ 宿泊費の妥当性が認められた場合は上記上限額によらないものとする<u>こと</u>。</p> <p>～中略～</p>	<p>P12～13</p> <p>(追加)</p> <p>(削除)</p> <p>(追加)</p>

新旧対照表（2 / 3）

<p>改定（新） 平成 30 年 3 月 1 日適用（改正）</p>	<p>現行（旧） 平成 28 年 12 月 1 日適用</p>	<p>備考</p>
<p>～中略～</p> <p>⑥ 食事費及び食事補助費</p> <p>ア 別紙様式 5 - 2 に取りまとめ、労働者に支給した額が把握できる調書等（受領書等）の写し</p> <p>（※4）及び食事に要した領収書等（税抜き）（※3）を添付すること。</p> <p>イ 証明書類（領収書、または金額の適切性を証明する金額計算書など。）は、食事代と宿泊費を分割することが困難な場合、合計金額の領収書に、1 人 1 泊あたりの宿泊費と食事代の内訳を宿泊業者等が証明した資料(任意様式) を添付すること。</p> <p>また、証明書類は、別紙様式 3、別紙様式 5 - 2 にそれぞれ添付する必要はなく、共通の資料として 1 部添付することにより。</p> <p>ウ 領収書については、必ずしも労働者 1 人 1 泊毎に分割する必要はなく、週、月単位等の期間でまとめた領収書でもよいものとする。</p> <p>ただし、その場合は、宿泊者氏名、宿泊期間及び宿泊日数を、領収書に記載すること。</p> <p>なお、領収書記載が困難な場合は、領収金額と宿泊者氏名、宿泊期間及び宿泊日数を宿泊業者が証明した資料（任意様式）を領収書に添付すること。</p> <p>～中略～</p>	<p>～中略～</p> <p>⑥ 食事費及び食事補助費</p> <p>ア 別紙様式 5 - 2 に取りまとめ、労働者に支給した額が把握できる調書等（受領書等）の写し</p> <p>（※4）及び食事に要した領収書等（税抜き）（※3）を添付すること。</p> <p>～中略～</p>	<p>P13～14</p> <p>（追加）</p>

新旧対照表 (3 / 3)

<p>改定 (新) 平成 30 年 3 月 1 日適用 (改正)</p>	<p>現行 (旧) 平成 28 年 12 月 1 日適用</p>	<p>備考</p>
<p>～中略～</p> <p>附 則 (平成 28 年 3 月 28 日土技第 1714 号) この運用基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 28 年 11 月 30 日土技第 1043 号) この運用基準は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 30 年 2 月 9 日土技第 1094 号) この運用基準は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。</p>	<p>～中略～</p> <p>附 則 (平成 28 年 3 月 28 日土技第 1714 号) この運用基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 28 年 11 月 30 日土技第 1043 号) この運用基準は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。</p>	<p>P14</p> <p>(追加)</p>